

## 令和6年11月県議会定例会提出議案の概要

### 1 予算案の概要

今回の補正は、令和6年台風第10号災害対策及びその他必要な経費について、措置するものです。

補正額は、

一 般 会 計	18億4,954万9千円
---------	--------------

です。

この結果、一般会計の予算の規模は、6,798億1,047万5千円となります。

今回の補正予算による一般会計の歳入財源は、

分担金及び負担金	100万円
国庫支出金	6億4,142万1千円
繰入金	5億8,842万8千円
県債	6億1,870万円

です。

なお、今回の補正予算の主な内容は、次のとおりです。

## 一 般 会 計 歳 出 一 覧

(単位:千円)

款 別	補正前の額	今回補正額	計
総 務 費	70,521,597	16,260	70,537,857
民 生 費	101,212,586	26,350	101,238,936
農 林 水 産 業 費	54,607,532	481,379	55,088,911
商 工 費	47,434,576	80,552	47,515,128
土 木 費	73,337,023	814,834	74,151,857
教 育 費	124,777,680	33,612	124,811,292
災 害 復 旧 費	17,992,062	396,562	18,388,624
一 般 会 計 合 計	677,960,926	1,849,549	679,810,475

## ○ 補助公共・交付金事業

(単位:千円)

事業名	補正前の額	今回補正額	計
河川事業	8,760,913	110,000	8,870,913
港湾事業	2,464,350	60,000	2,524,350
漁港事業	1,659,777	57,500	1,717,277
治山事業	2,919,451	339,150	3,258,601
合計	57,917,958	566,650	58,484,608

## ○ 県単公共事業

(単位:千円)

事業名	補正前の額	今回補正額	計
道路事業	10,204,088	172,000	10,376,088
河川事業	5,665,383	245,000	5,910,383
治山事業	178,913	40,000	218,913
合計	18,942,975	457,000	19,399,975

## ○ 災害復旧事業

(単位:千円)

事業名	補正前の額	今回補正額	計
耕地漁港災害	494,170	170,500	664,670
林道治山災害	300,000	143,062	443,062
県有施設災害	92,700	83,000	175,700
合計	17,942,062	396,562	18,338,624

公共計	102,869,452	1,420,212	104,289,664
-----	-------------	-----------	-------------

○ 主な事業(令和6年台風第10号災害対策(非公共))

- ・ 社会福祉施設等災害復旧事業(長寿介護課、こども政策課) 26,350千円  
(補正後:115,470千円)

社会福祉法人等に対して、台風により被災した福祉施設等の復旧に要する費用を補助するための経費

- ⑧ 施設園芸営農再開緊急支援事業(農産園芸課) 6,377千円

台風に伴う竜巻・突風により被災した施設園芸農業者に対して、栽培に必要な諸資材や農具等の購入に要する費用を補助するための経費

- ・ 漁業経営継続緊急支援事業(水産政策課) 55,219千円  
(補正後:56,553千円)

台風に伴う竜巻・突風及び赤潮により被災した漁業者に対して、種苗導入や施設の復旧に要する費用を補助するための経費

○ 主な事業(その他)

⑧ ツール・ド・九州開催事業(スポーツランド推進課) 3,282千円

令和7年に本県で開催する大会の準備・運営に要する経費について、ツール・ド・九州の実行委員会に対し、負担金を支出するための経費

・ ひなたの獣医師確保修学資金給付事業(家畜防疫対策課) 11,965千円

(補正後:29,115千円)

宮崎県畜産協会等に対して、県職員獣医師を確保するための修学資金給付に要する費用を補助するための経費

○ 主な債務負担行為

・ 東京ビル再整備事業(財産総合管理課) (限度額)2,603,807千円

宮崎県東京ビルの県施設分の取得に係る経費について、建物売買契約の締結に伴い、債務負担を設定

## 2 特別議案の概要

【条例 7 件】

### ○ 議案第 3 号 宮崎県税条例の一部を改正する条例（税務課）

新たな公益信託制度の創設に伴い、公益信託財産に係る寄附金を県民税所得割の税額控除の対象とするため、関係規定の改正を行うものである。

### ○ 議案第 4 号 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例（財政課）

宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく規制区域の指定に伴い、規制区域内の工事許可申請等に係る手数料を新設するほか、旅券法施行令の改正に伴い、一般旅券発給手数料の改正を行うものである。

### ○ 議案第 5 号 警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例 （県警本部運転免許課）

道路交通法の改正に伴い、マイナンバーカードと運転免許証の一体化に係る手数料を新設するほか、運転免許試験手数料等の運転免許関係手数料の改正を行うものである。

### ○ 議案第 6 号 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（人事課）

雇用保険法の改正に伴い、就業手当の廃止や地域延長給付に係る措置期間の延長が行われること等に対応するため、関係規定の改正を行うものである。

○ **議案第7号 公の施設に関する条例の一部を改正する条例**  
(人事課行政改革推進室)

宮崎県男女共同参画センターの所在地変更に伴い、関係規定の改正を行うものである。

○ **議案第8号 宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例**  
(市町村課)

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び農地法に基づく知事の権限に属する事務の一部について、取扱いを希望する市町に権限を移譲するため、関係規定の改正を行うものである。

○ **議案第9号 宮崎県救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例**  
(福祉保健課)

厚生労働省令の改正により、救護施設及び更生施設の運営基準が変更されることに伴い、関係規定の改正を行うものである。

【条例以外 1 3 件】

○ **議案第 10 号 工事請負契約の締結について**（道路建設課）

防災・安全交付金事業国道 2 6 5 号十根川工区（仮称）十根川 2 号トンネル工事の請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決に付するものである。

契約の目的 防災・安全交付金事業国道 2 6 5 号十根川工区（仮称）十根川 2 号トンネル工事  
契約の金額 1, 6 2 5, 9 2 3, 2 0 0 円  
契約の相手方 志多・谷口・岡崎特定建設工事共同企業体

○ **議案第 11 号 工事請負契約の変更について**（漁業管理課漁港漁場整備室）

北浦漁港衛生管理型荷捌き所建設主体工事の請負契約の変更について、議会の議決に付すべき契約に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決に付するものである。

（変更前） （変更後）  
契約金額 7 0 3, 9 1 3, 2 9 2 円 8 3 2, 8 3 2, 0 1 7 円

○ **議案第 12 号 工事請負契約の変更について**（施設調整課）

新宮崎県陸上競技場建設主体工事（1 工区）の請負契約の変更について、議会の議決に付すべき契約に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決に付するものである。

（変更前） （変更後）  
契約金額 8, 0 4 0, 8 0 2, 9 1 5 円 8, 8 0 5, 6 2 9, 2 6 9 円

○ **議案第 13 号 工事請負契約の変更について（施設調整課）**

新宮崎県陸上競技場建設主体工事（2工区）の請負契約の変更について、議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定により、議会の議決に付するものである。

	（変更前）	（変更後）
契約金額	1, 838, 529, 814円	2, 025, 368, 211円

○ **議案第 14 号 工事請負契約の変更について（施設調整課）**

新宮崎県陸上競技場建設電気工事の請負契約の変更について、議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定により、議会の議決に付するものである。

	（変更前）	（変更後）
契約金額	1, 320, 000, 000円	1, 523, 564, 318円

○ **議案第 15 号 民事訴訟事件の和解について（港湾課）**

平成31年4月に外国船籍の船舶が福島港岸壁を損傷させた事故に係る民事訴訟事件の和解について、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決に付するものである。

○ **議案第 16 号 訴えの提起について（道路建設課）**

広域連携事業高千穂峰狭野線狭野工区の用地取得に係る共有物分割請求の訴えを提起することについて、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決に付するものである。

○ **議案第 17 号から第 20 号 公の施設の指定管理者の指定について**  
(管理課及びスポーツ振興課)

公の施設に係る指定管理者を別紙 1 のとおり指定することについて、地方自治法第 24 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決に付するものである。

指定する公の施設数 7 施設

○ **議案第 21 号 当せん金付証票の発売について** (財政課)

令和 7 年度の全国自治宝くじ及び西日本宝くじの本県発売金額を定めることについて、当せん金付証票法第 4 条第 1 項の規定により、議会の議決に付するものである。

発売金額 10,000,000 千円以内

○ **議案第 22 号 収用委員会委員の任命の同意について** (人事課)

収用委員会委員について、別紙 2 の者を任命するにあたり、土地収用法第 52 条第 3 項の規定により、議会の同意を求めるものである。

【報告 1 件】

○ **損害賠償額を定めたことについて**

地方自治法第 180 条第 2 項の規定による損害賠償額を定めたことについての報告  
16 件 2, 179, 437 円

## 公の施設の「指定管理者候補者」選定状況一覧

番号	議案番号	施設名	指定管理者候補者	指定期間		所管課
				年	令	
1	17	宮崎県建設技術センター	学校法人宮崎総合学院	5年	令7~11	管理課
2	18	宮崎県体育館	(公財)宮崎県スポーツ施設協会 (公財)宮崎県スポーツ協会	2年	令7~8	スポーツ振興課
3		宮崎県ライフル射撃競技場				
4		宮崎県総合運動公園有料公園施設				
5	19	宮崎県山之口陸上競技場	(公財)宮崎県スポーツ施設協会 (一社)都城市スポーツコミッション	5年	令7~11	スポーツ振興課
6		宮崎県山之口投てき練習場				
7	20	宮崎県プール	ひなたメドレー(株)	15年 3ヶ月	令7.1.1 ~21	スポーツ振興課

## 11月県議会定例会に提案予定の特別議案の内容

区 分	現 委 員	提 案 予 定 の 人	備 考	
収用委員会 委 員	氏 名	上村 哲生(かみむら てつお) (70)	古清水 賢一(こしみず けんいち) (56)	
	役職名	不動産鑑定士	不動産鑑定士	任期満了
	任 期	令3.12.29～令6.12.28 (2)	令6.12.29～令9.12.28 (1)	

(注) 年齢は令和6年11月22日現在。「任期」の( )内の数字は任期数。